

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名		2027年国際園芸博覧会政府展示施設（仮称）（25）新営工事
工事種別		建築工事
工事場所(都県)		神奈川県
工事場所(市区町村)		横浜市瀬谷区瀬谷町 7449 番地 5 の一部
工事概要		敷地面積 西側建物 9,894m² 東側建物 10,844m² 1. 建物 1) 西側建物 構 造 木造 平屋建 延べ面積 約 2,100m² 用 途 展示施設 2) 東側建物 構 造 木造 平屋建 延べ面積 約 1,500m² 用 途 展示施設 工事内容 新築（電気設備、機械設備含む） 2. その他 工作物、外構、造園
担当事務所		営繕部保全指導・監督室
公告日／期限日／開札日		R 7. 4. 7 / R 7. 5. 2 / R 7. 7. 1 5
工 期		契約締結の翌日から R 8. 1 1. 1 3 まで 指定部分：R 8. 1. 3 0 まで
入札契約方式／落札方式		一般競争入札（標準型）／総合評価落札方式（技術提案評価型 S 型）（W T O）
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	単体有資格者又は特定建設工事共同企業体の代表者は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200 点以上であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が 1,200 点以上であること。）。 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150 点以上であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が 1,150 点以上であること。）。

	企業の施工実績等	平成 22 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） （ア） 次の 1 から 3 の要件のすべてを満たす建築物 1 棟の新築又は増築工事 1. 建物用途 戸建住宅、車庫及び自転車置場を除く用途 2. 構造 木造、鉄骨造又は構造耐力上主要な部分の一部を木造とした混構造・構造耐力上主要な部分の一部とは、壁、柱、小屋組、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）とする。 3. 延べ面積 750m² 以上（増築にあつては増築部分とする。） ただし、申請できる同種工事の施工実績は 1 件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が 500 万円未満の工事）は、実績として認めない。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社が上記（ア）の施工実績を有し、他の構成員は、下記（イ）の要件を満たす施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） （イ） 延べ面積 750m² 以上の建築物 1 棟の新築又は増築工事（増築にあつては増築部分とする。） 特定建設工事共同企業体にあつては、代表者が上記（ア）の施工実績を有し、他の構成員は、下記（イ）の施工実績を有すること。 （イ） 延べ面積 750m² 以上の建築物 1 棟の新築又は増築工事（増築にあつては増築部分とする。） 上記（ア）又は（イ）の実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。 なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
	配置予定技術者の資格、工事経験等	次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定建設工事共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあつては、原則として代表者の技術者を配置すること。専任を要しない期間は契約締結の翌日から令和 7 年 8 月 13 日までを予定する。 また、複数の技術者を申請する場合は、申請するすべての者について次に掲げる基準を満たしていること。 ①主任技術者は、1 級建築施工管理技士、2 級建築施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。 監理技術者にあつては、1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。 ② 1 人の者が、平成 22 年 4 月 1 日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の経験を有すること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進 PPP に従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） （ア） 延べ面積 750m² 以上の建築物 1 棟の新築又は増築工事（増築にあつては増築部分とする。）

		ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、経験として認めない。 上記（ア）の経験が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任（監理）技術者が上記（ア）の工事経験を有していればよい。特定建設工事共同企業体にあつては、代表者の主任（監理）技術者が上記（ア）の工事経験を有していればよい。 なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。 ③監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 ④配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を入札説明書別記様式－1－1で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。
--	--	--